

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する
条例等の一部改正について

児童相談・養育支援室
障がい者支援課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行う。

2 施行期日

令和3年4月1日（一部経過措置を設ける）

3 主な改正の内容（条例及び規則）

（1）障がい者・障がい児サービス共通事項

項目	改正内容
勤務体制の確保	職場におけるハラスメント防止のための方針の明確化等を義務付ける
身体拘束等の禁止 （注1）	緊急やむを得ない場合を除く身体拘束等の禁止、身体拘束時の記録の整備、身体拘束等の適正化対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び従業者に対する研修の実施を義務付ける
虐待の防止 （注1）	虐待の防止対策を検討する委員会の開催、従業者に対する研修の実施、これらを適切に実施するための担当者の設置を義務付ける
業務継続に向けた取組の強化（注2）	感染症や非常災害時の業務継続に向けた計画等の策定、従業者に対する研修及び訓練の実施等を義務付ける
感染症等対策の強化 （注2）	感染症等の対策のための委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修及び訓練の実施等を義務付ける

（2）障がい者サービス

項目	改正内容
就労継続支援A型事業者の評価の実施	就労継続支援A型事業者に、利用者の労働時間その他の運営状況に関する自己評価の実施及び結果の公表を義務付ける
職場への定着のための支援等の強化	障がい者が就労定着支援を希望する場合、事業者への就労定着支援事業者との連絡調整の義務付け等を行う

（3）障がい児サービス

項目	改正内容
医療的ケア児対応の強化	医療的ケアを恒常的に受ける障がい児を受け入れる場合の看護職員の配置を義務付ける（医療機関等との連携による看護職員の訪問の場合等を除く）
従業者要件の厳格化 （注3）	通所事業所の従業者の要件から「障害福祉サービス経験者」を除き、児童指導員又は保育士のうち1人以上の常勤を義務付ける

経過措置：（注1）は 令和4年3月31日まで、（注2）は令和6年3月31日まで、（注3）は令和5年3月31日まで猶予期間を設ける。

4 改正する条例

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 60 号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 61 号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 62 号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 63 号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 64 号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 65 号）
- (7) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 66 号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 67 号）
- (9) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 69 号）